

ご家族様（契約者様）への施設利用の留意事項案内同意書

□ 入所中の他科受診（眼科、皮膚科等）について

施設医師が認めた場合に限り、他の医療機関への受診が可能です。他の医療機関への受診は、必ずご相談ください。尚、受診の通院介助は、ご家族での送迎通院もしくは介護タクシー依頼していただきご家族付き添いにてお願い致します。介護タクシーご利用時の料金は自費になります。施設医師の医学的、感染予防の為、コロナ感染等状況に応じて他科受診中止する場合があります。

□ 内服薬について

施設入所となりましたら、施設医師処方になるので、内服変更や減薬になることがあります。

□ 利用者様の病状、状態説明など重要な事項について

個人情報保護法の関係で契約者以外の方（ご親族であっても）には、お教えすることができません。契約者以外への説明には、契約者の同席などの明確な許可が必要となります。利用者様の日々の様子で大きな変化があった時のみご連絡いたします。

□ 介護保険負担限度額認定について

入所中に負担限度額認定を申請されることになりましたらすぐに施設側にご報告下さい。

□ 面会、外出、外泊について

感染状況等で方法が変わるのでホームページにてご確認ください。

□ 入所者の方へのお電話の取次について

原則、ご家族等によるお電話について入所者の方にお取次ぎいたします。それ以外の方からのお電話の取次ぎについては、ご家族等の事前の承諾連絡のある方のみと致します。

平日(月)～(金) (土・日・祝・年末年始 12/30～1/3 以外) 一週間に一回 14:00～16:00 5分の会話にてお願いいたします。

□ 居室について

基本的に居室移動はありませんが、利用者様の状態によっては、居室移動をお願いすることもあります。なお、検査や入院等で他の医療機関へ転院される場合の居室の止めおきは、15日以内としそれを超える場合は退所として居室を空けていただきます。

□ 介護保険等の申請手続きについて

介護保険等の代行申請手続きは行っておりません。介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証の更新申請は、ご家族、契約者で申請して頂きますようお願い致します。更新申請後に、新しい介護保険被保険者証又は、介護保険負担限度額認定証が届きましたら、必ず施設にご提出くださいますようお願い致します。提出のない方は、保険適用がされない場合がありますので、ご注意ください。

特に介護保険被保険者証につきましては住所変更、介保区分等の内容を変更される場合は事前にご連絡ください。

□ 介護保険施設サービスに係る医療費控除について

介護給付費、食費、居住費（特別な食費、居住費は除く）は、医療費控除の対象になります。
確定申告時の医療費控除の申請に、毎月の領収書が必要となりますので大切に保管ください。領収書の再発行はできませんので、ご了承ください。

□ 売店利用について

一月に一回基本第3水曜日に一階ロビーで売店開催。お一人3点まで購入可能。但し誤嚥予防等によりユニット管理とさせていただきます。ご利用に関して身体、病状状況でご利用できない場合もあります。

□ ケアプラン（介護計画）、栄養マネジメント（栄養ケア計画）、リハビリテーションマネジメント（リハビリテーション実施計画）について

各計画内容については、利用者又は契約者に説明し同意を得ることになっております。各担当者より説明等の面談を行います。つきましては、日程調整にご協力くださいますようお願い致します。

□ リハビリテーションについて

介護老人保健施設におけるリハビリテーションは、単に作業療法士、理学療法士、又は言語聴覚士が提供する機能回復訓練だけでなく、利用者の日常生活上の生活行為への働きかけである介護サービスもリハビリテーションの一部と考えます。潜在する能力を最大限に発揮させ日常生活活動の向上、悪化の防止の為に、介護職、看護師、医師等の他職種協働によりサービスを提供いたします。

□ 入浴について

当施設では、基本週3回の入浴を提供しています。本人の状態によっては、清拭での対応となります。日曜・祝日・年末年始12/30～1/3は入浴がありませんので週2回になる時もあります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

□ 洗濯について

ご家族様にて洗濯される方は洗濯物を入れる袋をご用意ください。週に2～3回は来所していただき洗濯物の入れ替えをお願いいたします。

□ 理美容について

月1回～2回の予定で行っております。利用者又は契約者様からの希望又はユニット判断にて散髪させていただきます。

□ 衣類や持ち物について

必ず氏名の記入をお願いします。金銭、その他貴重品（指輪・腕時計など）は、できる限り持ち込まないようにしてください。やむなく持ち込まれる場合は、契約者の承諾のもと自己管理していただきますが、紛失、破損等、施設側は責任を負えません。また、施設側にてお預かりすることもできません。季節の変わり目には、（3月・6月・10月頃）衣類の入れ替えをお願いします。衣類は、居室のタンスにて管理できる量でお願いします。

□ レクリエーション費について

施設での行事・レクリエーションとしてお支払いいただきます。

□ 退所予定、退所希望について

わかり次第事前にお知らせください。

□ 当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について

内容しだいで担当者からの説明をいたします。

□ 介護老人保健施設入所利用約款 第4条⑤ 迷惑行為の具体例

◇ 暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける。
- ・刃物など向ける、服を引きちぎる、手を払いのける。
- ・怒鳴る、奇声、大声を発するなど

◇ セクシュアルハラスメント

- ・従事者の体を触る、手を握る。
- ・腕を引っ張り抱きしめる。
- ・性的な画像や映像を見せる。あからさまに性的な話をするなど。

◇ ストーカー行為

- ・従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞くなど。

◇ 物などを破損させた場合本人・ご家族負担になります。

□ 介護支援システムの導入について

当施設では介護サービスの一部として介護支援システムを導入しており、利用者様の個人情報を記録する場合があります。できる限り転倒等を防げるよう、軽減できるよう努めています。個々の状態に合わせてセンサー察知し介護スタッフの携帯に届き利用者様の様子を映像確認でき、危険性時等駆けつけることができます。勿論、居室内トイレの映像はプライバシー問題の為映像には映りません。

□ 歯科受診・治療について

当グループ内に長島中央病院 歯科があります。歯の不調・義歯の不調時こちらの歯科での治療・受診ご家族許可のもと受診送迎いたします。

歯科医の指示のもと、利用者様に必要なブラシ等を出される時があり料金発生いたします。

□ 在宅酸素療法について

医師の指示のもと酸素が必要になった場合、料金が発生いたします。

看護責任者 看護師長 二井 介護責任者 介護主任 渡部

総合相談窓口 支援相談員 大竹 介護支援専門員 中野

TEL : 0594-23-6811 FAX:0594-23-5893

*その他、施設利用につきましてご不明な点がございましたら、相談員大竹までお問い合わせください。

令和6年5月